

公 示

令和2年6月26日に開催された第70回本学学長選考会議において、下記の者を学長候補者として選考しましたので、次期山梨大学学長候補者の選考に関する取扱要項第13条第2項及び同実施細則第15条に定めるところにより公示します。

記

学 長 候 補 者

島 田 眞 路

(選考経過等)

これまでの島田眞路氏の業務実績や運営手腕、特に現在手掛けている一般社団法人大学アライアンスやまなし設立による大学間連携の推進、国立大学イノベーション創出環境強化事業採択を通じた民間資金獲得増加に向けた取組、市場調査チームの結成などによる経費節減の実現、今般の新型コロナウイルス感染症への迅速な対応などにみられる改革への熱意及びその経営手腕から、選考基準に掲げる学長に求める資質・能力及び対応すべき課題を解決する力を十分に有していると考えます。

とりわけこれまで大学運営にかかわってきた同氏の豊富な経験とスピード感を持った行動力、強い統率力は、今後益々厳しくなるであろう環境の下で、本学の運営・経営を託すことできる者であると確信できます。

また、同氏が手掛けている上記事業は全国立大学をリードする極めて重要な課題であるが、まだ緒についたばかりのものも多いことから、体制を変化させることなく継続的にこれらの事業を推進していくことが必要であり、そのことが本学により大きな成果をもたらすものと考えます。

よって、これまでに発揮した強力なリーダーシップをもとに、引き続き山梨大学学長として任にあたっていただくことが最適であると判断し、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程第6条第2項に掲げる学長選考会議が特に必要と認める場合に該当するものとして、更なる再任を可とすることを決定した。

- 平成31年1月18日 第66回学長選考会議
 - ・平成29年度に係る業務執行状況の検証

- 令和2年1月24日 第67回学長選考会議
 - ・平成30年度に係る業務執行状況の検証
 - ・次期学長選考手続きについて検討

- 令和2年3月17日 第68回学長選考会議
 - ・学長の任期について、現行の任期に加えて、学長選考会議が特に必要と認めた場合に、任期2年で1回に限り再任することができる旨の規定を追加する改正を実施

- 同日
 - ・次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項第4条の2第1項の規定に基づき、学長選考会議議長より島田眞路氏に対し再任の意思の確認

- 令和2年4月27日
 - ・同氏より、所信表明書の提出による再任の意思表示

- 令和2年5月29日 第69回学長選考会議
 - ・書面審査及び学長選考会議委員による学長への面談審査を実施

- 令和2年6月4日～12日 学長選考に関する意見聴取
 - ・学長選考会議の方針に対する意見書の提出による構成員への意見聴取を実施
(意見提出数：42件)

- 令和2年6月26日 第70回学長選考会議
 - ・同氏の再任を可とする決定

令和2年6月26日

国立大学法人山梨大学学長選考会議

